

埼玉県トップセミナー
こどもの居場所フォーラム(抜粋)



「こどもまんなかまちづくり」がひらく
「多世代交流」のとびら

杏林大学客員教授・こども家庭庁参与
前東京都三鷹市長 (2003年4月30日～2019年4月29日)
認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ顧問

清原慶子

1. 三鷹市長当時の子育て環境整備の取り組み
2. こども・若者・子育て世代の現状からみる
「体験」や「交流」の意義
3. 交流機会を増やすまちづくりへの住民・基礎自治体の視点からの留意点

【こども基本法】の概要＜議員立法＞2024年4月1日施行

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その**権利の擁護**が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ **全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ **全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- **国・地方公共団体の責務** ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- **年次報告（法定白書）、こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- **こども大綱**による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議**を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：**国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討**

Ⅰ. 三鷹市長当時の子育て環境整備の取組み

【1】「保護者支援」とともに、可能な限り「こども本位」に注力

●合計特殊出生率0.94の実態⇒1人の女性が一人もこどもを産まない市
⇒在任中に1.25以上を確保

●少子長寿化の進展の中で、暮らしの基盤である地域社会の＜持続可能性＞の確保はすべての自治体の共通課題

●住民本位の地方自治の実現に向けて、地域生活の各分野での住民と行政との相互信頼に基づく市民参加と協働の推進

⇒【三鷹市自治基本条例】の制定

●多様な主体、多様な世代の、多様な機会での交流と自己実現

●基礎自治体が進める政策については子育てをする「おとなの視点」「保護者の視点」だけではなく、

「こどもの視点」にも立って、構想し、その実現を目指す

⇒【民学産公官の協働】

【2】こどもの声を聴く事例と、子どもの視点に立つことによる気づき、政策への反映の事例

事例1

『こども憲章』策定時に児童生徒の声を反映するために「こどもサミット」開催

事例2

小学校校舎、中学校体育館の建て替え時に、児童・生徒の意見を聴く

●児童・生徒から文章やイメージ画等で望ましい校舎の在り方について意見を聴く

⇒児童生徒の提案による屋上の太陽光発電・発電電気量の表示、屋上緑化等を契機に、環境への関心が高まり、学校における「環境マネジメントシステム」の取組みによる節電・省エネ活動に結びついた

事例3

市長と語り合う会（10人程度の公募市民との対話）

●最年少は幼稚園・保育園の年長児、小学生、中学生、高校生、新成人、妊娠中の女性、妊婦全員面接を受けた妊婦、単身男性、単身女性、育児休業中の男性、孫を育てている祖父母……など、属性別に集まり、市長が進行役となり意見交換を行う

事例4

無作為抽出で依頼した18歳以上の審議会・市民討議会等への参加を依頼

●基本計画や諸施策の検討に際し、無作為抽出の18歳以上の市民に依頼して「みたかまちづくりディスカッション」を市民との協働による運営組織による開催。

●審議会・市民会議等の市民公募枠委員について、無作為抽出の18歳以上の市民に依頼して承諾者を名簿に登載して、順次依頼。

⇒いずれのしくみにおいても、18歳、19歳の大学生や若者が参加することを通して、若者の生活実感に基づいた意見表明がなされ、それが審議や報告書に反映されている

事例5

多数のこどもたちの参加による丸池公園（丸池の里）の第2期ワークショップ

●丸池公園第二期整備の公園プランが、2004年5月22日、ワークショップに参加した地域のこどもたちから市長に手渡されました。ワークショップは、2003年11月から6回、延べ450人により実施され、延べ250人という大勢の小・中学生が参加し、意見集約へも積極的に参加。

●提言には、芝生広場やはらっぱ、丸池につながる小川、米作りを体験する水田、果樹園、シンボルツリーなどが盛り込まれ、反映。

【3】こども・子育て支援の具体的な政策事例

①妊娠期化から子育て期までの切れ目のない子育て支援の推進

- ・保健師・助産師による【妊婦全員面接】とこどもクーポン給付

 - ⇒現在の【伴走型子育て支援と給付金制度】に反映

- ・スマートフォンやタブレット端末へのプッシュ型の情報提供（予防接種・健診の通知等）

- ・小児科医と連携した【産後ケア】の実施

②両親学級・父親の育児参加支援事業の拡充

③社会保険労務士との協働による市内中小企業等の働き方改革支援

④多様な子育て支援の担い手の活躍の推進とネットワーク化

⑤児童館を核とした【多世代交流センター】の展開

⑥【コミュニティ・スクール」を基盤とした小中一貫教育】の創始と展開

⑦生涯学習センターでの保育付き学習会の実施

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

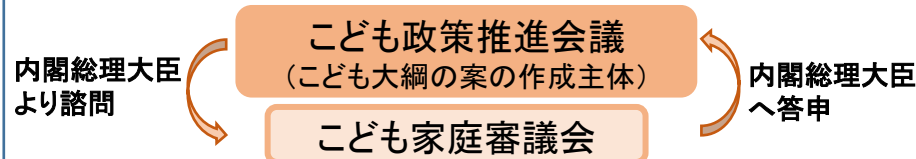
： **全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福【ウェルビーイング】な生活を送ることができる社会**

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようになりたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所と居場所づくり

本指針の性質

こどもの居場所づくりに関する指針の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

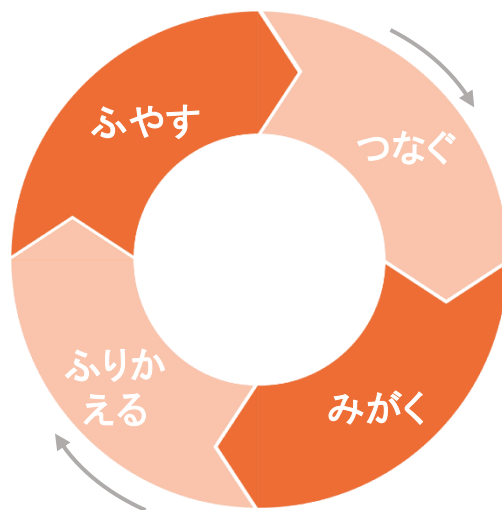
② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。
- こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

第5章 推進体制等

1. 国における推進体制

本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。

国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

2. 地方公共団体における推進体制

こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築**することが期待される。とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。

関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。

こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。